

第5期中期計画 新旧対照表

| 第5期中期計画（改正後） | 第5期中期計画（現行） |
|---|---|
| （略） | （略） |
| <p>7. 不要財産の処分に関する計画</p> <p>主要幹線及び大都市交通線で本中期計画期間において国土交通大臣が指定する貸付期間が経過する以下の区間について、貸し付けている鉄道事業者に対して譲渡を行った際の譲渡代金を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 <p style="margin-left: 40px;">譲渡区間：京葉線（都川・蘇我間）</p> <p style="margin-left: 80px;">京葉線（西船橋・千葉貨物ターミナル間）</p> <p style="margin-left: 80px;">小金線（新鶴見起点 97k017m77・新鶴見起点 97k337m68 間）</p> <p style="margin-left: 40px;">鉄道事業者：東日本旅客鉄道株式会社</p> <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>また、機構法第17条第1項第3号に掲げる業務において、出資業務に係る産業投資として受け入れた資金で取得した株式の譲渡代金であって、当該株式に付された取得条項の発動若しくは取得請求権の行使又は株主間契約において定められた譲渡条件の充足による譲渡により生じたもの（ただし、当該出資の時にあらかじめ出資金の回収時点における経済価値を予定したものであって、</u></p> | <p>7. 不要財産の処分に関する計画</p> <p>主要幹線及び大都市交通線で本中期計画期間において国土交通大臣が指定する貸付期間が経過する以下の区間について、貸し付けている鉄道事業者に対して譲渡を行った際の譲渡代金を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 <p style="margin-left: 40px;">譲渡区間：京葉線（都川・蘇我間）</p> <p style="margin-left: 80px;">京葉線（西船橋・千葉貨物ターミナル間）</p> <p style="margin-left: 80px;">小金線（新鶴見起点 97k017m77・新鶴見起点 97k337m68 間）</p> <p style="margin-left: 40px;">鉄道事業者：東日本旅客鉄道株式会社</p> <hr style="border: 1px solid red; margin-top: 20px;"/> <hr style="border: 1px solid red; margin-top: 5px;"/> |

| | |
|--|-------------------------------|
| <p><u>当該譲渡代金の額が当該経済価値（当該譲渡までの間に支払われた配当がある場合にあっては、その全部の当該譲渡の時点における評価額を当該経済価値から減じたもの）と等価であるものに限る。）は、独立行政法人通則法第 46 条の 2 の規定に基づき、国庫納付する。</u></p> | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |